

平成18年度第1回沼津市国民保護協議会

議 事 録

日 時 平成18年5月29日（月）午後2時00分から午後3時06分まで
場 所 沼津市南消防署 3階 大会議室
出席者 会長及び委員合計30名のうち28名が出席

（開始時刻 午後2時00分）

辞 令 交 付

国民保護法第38条第4項の規定及び沼津市国民保護協議会委員の任命に関する要綱により任命された委員に辞令を交付した。

国民保護概要説明

静岡県東部地域防災局 地域支援スタッフ 鈴木和久 主幹

市 長 挨 拶

皆様におかれましては、日頃より市政発展のため、特段のご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

只今、皆様に「沼津市国民保護協議会」委員をお願いいたしました。

有事法制の中核として、一昨年9月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法が施行され、静岡県は本年3月末に「静岡県国民保護計画」を作成しております。

これに伴いまして、沼津市では、国・県やその他の機関等と相互に連携し、市民の生命や財産を保護するため「沼津市国民保護計画」を作成することとなりました。

この計画の作成に当たりましては、委員の皆様より貴重なご意見等をいただき、よりよい計画を作成していきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

議 事

会長の職務代理者の指名

＜会長 齋藤 衛 沼津市長＞

沼津市国民保護協議会条例第3条の規定により、会長の職務代理者として、本日欠席しておりますが、沼津市助役の大橋委員を指名いたしますので、ご了承願います。

協議事項

沼津市国民保護協議会運営要領の制定（資料2）

沼津市国民保護協議会傍聴要領の制定（資料3）

＜説明者 川口 仁 市防災地震課課長補佐＞

それでは、資料2、沼津市国民保護協議会運営要領（案）をご覧ください。

この要領は、沼津市国民保護協議会条例第7条に、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮って定めると規定されております。この規定に基づきご協議いただくものでございます。

運営要領の主な内容について、ご説明いたします。

2の会議の招集では、会議開催の場所、日程、付議すべき事項を、あらかじめ委員に通知するよう定めております。

3の委員の代理出席では、委員は、やむを得ない事情により、会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる旨を定めております。

5の会議の公開では、会議は公開を原則としますが、取り扱う内容により、非公開とすることができる旨を定めております。

次に、資料3、沼津市国民保護協議会傍聴要領（案）をご覧ください。

本協議会における審議が、公正かつ円滑に行われるよう、傍聴手続及び遵守事項について定めるものであります。

傍聴要領の主なものについて、説明いたします。

1、傍聴する場合の手続では、傍聴の受付手続、並びに先着順の受付、定員になり次第受付を終了する旨を定めております。

2、傍聴に当たって守るべき事項では、会議開催中は静粛に傍聴すること、会長の許可を得ない写真撮影、録画、録音等を禁止する旨を規定しております。

さらに3、秩序の維持では、2の遵守事項に違反したときの退場、規則違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがある旨を定め

るものであります。以上で説明を終わります。

質疑応答：なし

採 決：異議なし

原案のとおり決定する。

諮問事項

沼津市国民保護計画の作成

基本的考え方（資料8）、保護計画の構成等（資料9）

＜川口 仁 市防災地震課課長補佐＞

沼津市国民保護計画の作成の概要について、説明いたします。

先ほどの、静岡県東部地域防災局の鈴木主幹の説明と重複するところがありますが、ご承知願います。

資料4は、武力攻撃事態等における国民保護の位置づけといたしまして、武力攻撃事態対処法の対処基本方針に基づき、国民保護法にて、避難に関する措置、救援に関する措置、被害最小化のための措置について定められております。

資料5につきましては、国、都道府県、市町村、指定公共機関等の情報の流れ及び対処内容について、武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組みについて示されているものでございます。

次に、資料6でございますが、国で作成した基本指針に基づく指定行政機関、都道府県、指定公共機関、市町村、指定地方公共機関における計画の作成の流れについて示されたものでございます。

次に、資料7、沼津市国民保護計画作成フロー図をご覧ください。

沼津市国民保護計画は、市長が作成することとなっておりますが、その作成に当たっては、国民保護法の規定により、あらかじめ国民保護協議会に諮問することとされております。このため、計画案を本協議会に諮問し、ご意見をいただきながら、計画を作成していきます。

庁内には、沼津市国民保護計画策定委員会を設置し、保護計画案の作成・調整等を行います。協議会の最終答申を受けて、静岡県知事との協議の後、計画を決定し、市議会への報告の後、市民への公表を予定しております。

では、沼津市国民保護計画の作成に当りまして、静岡県版市町国民保護モデル計画に基づき、基本的考え方及び構成について事務局案をご説明いたします。

資料8、沼津市国民保護計画作成に当たっての基本的考え方案をご覧ください。

国民保護における市の責務は、上段に書いてございますが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律その他法令、基本方針及び静岡県国民保護計画並びに沼津市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の関係機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進いたしたいと思っております。

この責務に鑑みまして、沼津市国民保護計画作成に当たっての基本的考え方といたしましては、(1)として、国民保護法及び政府の基本方針並びに県の基本方針に基づき、次に掲げます8項目に留意し、18年度において計画を作成します。

第1としては、基本的人権の尊重です。市は国民保護措置の実施に当たっては、憲法の保障する国民の自由と権利を尊重します。

第2としては、国民の権利利益の迅速な救済であります。市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、不服申し立て、又は訴訟等の手続を、迅速に処理するよう努めます。

第3としては、国民に対する情報提供です。市は、武力攻撃事態において、国民保護措置に対する正確な情報を、適時・適切な方法で提供いたします。

第4としては、関係機関相互の連携協力の確保であります。市は、国、県、並びに指定公共機関、及び指定地方公共機関と、平素から相互の連携体制の整備に努めます。

第5としては、国民の協力であります。市は、国民保護措置の実施のために、必要であると認める場合であっても、その協力は、自主的な意思に委ねられるものであって、強制にならないよう留意します。

第6として、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重であります。市は、指定公共機関、指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、状況に即して、それぞれの機関において、自主的に判断されるものであることに留意します。

第7としては、高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施であります。市は、国民保護措置を実施するに当りましては、高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者の保護に留意します。

第8としては、安全の確保です。市は、国民保護措置に従事する者及び要請に応じて協力する者に対しては、安全の確保に十分配慮します。

次は（２）でございます。

沼津市国民保護計画につきましては、まずは、避難に係る基本的枠組みを盛り込むべきものと考えております。先ほど説明にもありましたが、静岡県が作成した静岡県版市町国民保護モデル計画に準拠して、作成したいと考えております。

なお、このモデル計画は、静岡県が、市町における国民保護計画の作成に当たり、技術的な助言として作成したものであります。

最後に（３）でございます。

沼津市国民保護計画の作成後においても、静岡県国民保護計画の見直しや、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要な見直しを行うものとします。

以上の基本的考え方にに基づき、沼津市国民保護計画を作成いたします。

次に、資料９、計画の構成案をご覧ください。

沼津市国民保護計画の構成につきましては、静岡県から示されているモデル計画に準拠して作成して参ります。

主な内容について説明いたします。

第１編、総論としては、市の責務、国民保護措置に関する基本方針、さらに、沼津市国民保護計画が対象とする武力攻撃事態等を盛り込むこととしております。

１１ページをご覧ください。

第２編の平素からの備えや予防につきましては、市における組織・体制の整備、関係機関との連携体制の整備、情報収集・提供等の体制の整備のほか、１２ページに記載しております、避難及び救援に関する平素からの備え、物資及び資材の備蓄、整備等について、盛り込みたいと考えております。

１３ページに記載しております第３編、武力攻撃事態等への対処といたしましては、初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置、市対策本部の設置等、１４ページに記載しております警報及び避難の指示、救援、安否情報の収集、さらに１５ページに記載してございますが、武力攻撃災害への対処などについて盛り込みたいと考えております。

１６ページに記載しております第４編、復旧等でございますが、応急復旧、国民保護措置に要した費用の支弁等について、盛り込みたいと考えております。

最後に、１７ページをご覧くださいと思います。

第５編、緊急処理事態への対処でございます。具体的には、大規模テロへの対処となりますが、武力攻撃事態等におけるゲリラや、特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、基本的には、武力攻撃事態等への対処に準じて行うことを盛り込みたいと考えております。以上でございます。

質疑応答：なし
意見：なし

沼津市国民保護計画の作成スケジュール（資料10）

＜川口 仁 市防災地震課課長補佐＞

資料10、沼津市国民保護計画の作成スケジュール案をご覧ください。

国民保護計画を作成するに当たりまして、3回の国民保護協議会への諮問を予定してございます。

本日の第1回協議会においては、沼津市国民保護計画の作成について、一括して諮問させていただき、具体的には、計画作成に当たっての基本的考え方、計画の構成案等について、ご協議いただきました。また、第2回においては、計画案についてご協議いただき、第3回において、最終計画案の協議、そして、答申をいただきたいと思いますと考えております。

次回、第2回の協議会を8月23日（水）14時から、沼津市役所3階の委員会室を予定させていただきたいと思っております。開催につきましては、改めてご連絡いたします。

なお、計画案の資料につきましては、次回の前の早いうちに送らせていただくつもりでおりますので、よろしく願いいたします。

また、協議会での審議状況などにつきましては、市のホームページを通じて、広く市民に周知していきたいと考えております。以上で説明を終わります。

質疑応答：なし
意見：なし

その他

- 昨今、ニュースにあるような宗教集団等が沼津市に来たとして、市の施設を不法占拠した時、どのような対策をとることがよろしいか。いろいろな形で市民への関わりがあると思われるが、その点解決されていないと思う。その場合、どのような対策があると思われるか。

＜古谷 繁 市防災地震課課長＞

ご指摘の点は、実際にそのような状況になってみないとわからないことはいろいろありますが、そのことにより、沼津市民に何らかの被害があったとしたならば、対策本部を立ち上げて対応していくということで考えております。

○ 今日の資料を、消防団の会議等で内容を公開してもよろしいか。

＜古谷 繁 市防災地震課課長＞

資料の公開については、何ら問題ありません。消防団の中で、共通の認識をもっていただくことの方が良く、こちらからもお願いしたい。

＜会長 斎藤 衛 沼津市長＞

その他ご意見、ご質問も無いようですので、本件につきましてはご了承ください。

それでは、諮問事項、そして協議事項を全て終了いたしました。

皆様のお手元に、カラー刷りの「国民の保護のためのしくみ」をお配りしております。これは、総務省消防庁が作成したものです。この冊子は、国民保護のことが書かれておりますので、参考にしていただきたいと思います。

これから計画の作成に入っていくものでございますが、皆様方からいろいろご意見やご質問もたくさん出てくるものと期待しております。本日の会議は以上をもちまして終了させていただきます。

円滑な進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

(議事終了 午後3時06分)